

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年5月時点

NO.	46	事業名	営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その1）	事業番号	(5)-40-1
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(180,000) 678,240（千円）	全体事業費	(180,000) 678,240（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・出荷・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかつたことから農業用施設の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業用水利施設等の保全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築及び農作業の効率化を図り、農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要					
<p>本事業の対象となる地区は、平成23年3月11日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により長期間の避難指示区域となっていたため、農地等の適正な管理ができなかつた地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設周辺の荒廃により、降雨による農地洗掘や排水路への農地土壌の流出、農地の冠水が生じており、早期の営農再開を企図する農業者にとって大きな障害となっているため、農業用水利施設等の整備、修繕を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。</p> <p>特に当該地区については、平成28年度までに環境省直轄による農用地除染が完了しているものの、その後、農業用排水施設等の保全管理を実施するための事業を一度も実施していない。このため、震災後初めての主食用米の作付けを再開するためには、早急に農業用排水施設等の適切な保全管理を実施する必要がある。</p> <p>平成30年度は農業用排水施設等の保全管理に要する調査・設計および保全管理等を実施し、平成31年度当初に作付けを再開するエリアから整備を実施することにより、農業者が円滑に営農再開できる環境を構築する。</p>					
(2) 事業実施内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水路施設等の保全管理 一式 ・農業用排水路施設等の補修、補強 一式 					
(3) 復興計画への位置づけ					
<p>「いいたて まいでいな復興計画（第1版）」P23 基本方針⑤「まいでいブランドを再生する」、「いいたて まいでいな復興計画（第5版）」P67、68 営農再開「2安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」</p>					
当面の事業概要					
<p><平成30~32年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水施設等の補修、補強工事 <p>6行政区（伊丹沢、前田・八和木、大久保・外内、上飯樋、飯樋町、前田）</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農業用排水施設の保全管理を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。</p>					
関連する事業の概要					
特になし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年5月時点

N0.	47	事業名	農業基盤整備促進事業（飯舘西部その2）	事業番号	(5)-42-2
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	(235,268) 1,085,168（千円）		全体事業費	(235,268) 1,085,168（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかつたことから農業用施設の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業基盤の整備を進めることにより、農作業の効率化を図り農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>(1) 事業の概要</p> <p>長期間農地の適正管理ができなかつたことから、用排水路の閉塞及び洗掘、法面崩壊が起こり用排水機能に支障をきたしていることを踏まえ、効率的な営農環境の整備として用排水路等の整備を行う。営農再開に向けて早期の整備が必要なことから、平成30年度から平成32年までの3ヶ年で用排水路等の整備に必要な測量設計、用排水路工を実施し、帰還困難区域を除く19行政区で農業者が営農再開できる環境整備を図る。</p> <p>(2) 事業実施内容</p> <ul style="list-style-type: none">・測量設計 一式・用排水路整備、暗渠排水、簡易ゲート <p>(3) 復興計画への位置づけ</p> <p>「いいたて まδειな復興計画（第1版）（平成23年12月）」P23 基本方針⑤「まδειブランドを再生する」 「いいたて まδειな復興計画（第5版）（平成27年6月）」P67、68 営農再開「2安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」</p>					
当面の事業概要					
<p><平成30~32年度></p> <ul style="list-style-type: none">・用排水路整備、暗渠排水、簡易ゲートの調査測量設計及び工事 <p>6行政区（伊丹沢、前田・八和木、大久保・外内、上飯樋、飯樋町、前田）</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた水路の整備を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。</p>					
関連する事業の概要					
特になし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年5月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	88	事業名	村営臼石第2住宅改修事業	事業番号	(1)-1-4
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	98,430（千円）		全体事業費	98,430（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>原子力災害による全村避難以降、飯舘村は、平成23年12月に“村民一人ひとりの復興を目指す”ことを基本理念とする「いいたてまでいな復興計画（第1版）」を策定し、その後半年毎に計画の見直しを実施しており、第5版まで策定しているところである。</p> <p>いいたてまでいな復興計画（第4版）では、帰村に向けて、村営住宅の供給見通しの見直し及び村営住宅の需要見通しの調査を実施し、飯舘村村営住宅整備計画の策定を行っている。</p> <p>村営住宅の整備においては、今後、帰村への段階毎に村民の入居意向を把握し、適切な戸数を確保することが必要である。</p> <p>また、避難前後の世帯構成の変化、今後増加するとみられる高齢者の独り暮らしへの対応等も配慮し、多様な暮らしに対応できる村営住宅の整備を進めていくものである。</p>					
事業概要					
<p>帰村への段階毎に村民の入居意向を把握し、適切な戸数を確保するために今迄行ったアンケート等の結果や、平成30年2月に仮設住宅・公的宿舍入居者に対する意向調査を行った結果、今後村営住宅に入居すると思われる戸数に対して村営住宅が不足していることが分かった。特に臼石地区は県道原町川俣線沿いに位置し村外へのアクセスも良いことと、近くにコンビニエンスストアが営業を開始したため先行して入居者が決定し、現在臼石地区には村営住宅の空きがない状況にある。そのため平成31年3月に仮設住宅及び借上げ制度が終了した際に多くの村民が臼石地区の村営住宅に入居を希望することが考えられ、少しでも多くの村民を受け入れられるように臼石第2住宅を公営住宅整備基準に基づき改修し入居者が快適な環境で生活できるようにする。</p>					
当面の事業概要					
今回申請の単年度事業 ＜平成30年度＞			前回までの単年度事業		
(1) 臼石第2住宅改修工事（住宅8戸） (2) 臼石第2住宅改修工事監理（住宅8戸）					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。</p> <p>原子力災害による全村避難により、荒廃した住環境の整備に取り組み、住み慣れた村を再興することにより、より多くの村民の帰村を促すものである。</p> <p>全村避難により変化した世帯構成や増加する高齢者の独り暮らし等への対応、地域コミュニティの再構築へ貢献するものとして、村営住宅整備を進める。</p>					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年5月時点

NO.	89	事業名	特定復興再生拠点エリア整備事業	事業番号	(1)-10-1
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	9,169（千円）		全体事業費	9,169（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村の帰還困難区域である長泥地区については、村が特定復興再生拠点区域復興再生計画をまとめ、国の計画認定のもとに平成30年度より避難指示解除に向け整備を進める予定としている。</p> <p>計画では、拠点の中心である「居住促進ゾーン」において、住民の帰還のための短期滞在・交流施設の建設をはじめ、住宅や広場などを整備することとしており、今年度はゾーン全体の基本計画を策定する予定である。</p> <p>そのため、本事業を導入し基本計画を策定することにより、区域内の土地利用計画、整備の具体的な方針、方策、課題等を明らかにし、整備の効率化、構想の明確化を図り、住民の帰還促進を図るものである。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要 特定復興再生拠点は、住民の帰還が可能となるための場所であることを踏まえ、帰還困難区域にコミュニティやなりわいを再生するため、人の交流、活動が活性化する環境整備・土地利用を目指す。そのため、区域の中心地「居住促進ゾーン」において、村民のコミュニティや、共同作業における休憩所、一時帰宅者や地域とつながりのある方の短期滞在のための宿泊施設、そして地域の文化・伝統を後世に受け継ぐための資料室等を備えた「短期滞在・交流施設」を建設する。その他、住民が居住するための住宅や、地域行事・交流のための広場を整備し、特定復興再生拠点として住民が帰還できる環境整備を図る。					
(2) 事業実施内容 ・基本計画策定業務 1式					
(3) 復興計画への位置づけ 【特定復興再生拠点区域復興再生計画（平成30年3月）】 P5〈各エリア・施設等の土地利用の概要と整備の必要性〉 【居住促進ゾーン】 以前から地域の中心であった長泥コミュニティーセンター周辺を再整備し、帰還する住民の生活と交流、コミュニティ形成の中心拠点として活用する。					
当面の事業概要					
＜平成30年度＞ 基本計画策定 ＜平成31年度以降～＞ 基本計画策定後、整備を準備検討予定。					
地域の帰還環境整備との関係					
本事業導入によって、拠点区域内の今後の進め方を具体化でき、区域内の整備を効率的に行うことで、住民の早期帰還を促進し、地域の復興再生を図る。					
関連する事業の概要					
特になし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年5月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	90	事業名	いいたてまでいな農業敷地造成整備事業（飯舘ライスセンター）	事業番号	◆(5)-43-1-1
交付団体	福島県	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）		
総交付対象事業費	117,579（千円）	全体事業費	117,579（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
<p>本村においては、平成29年3月をもって本村の帰還困難区域を除く避難区域の避難指示が解除されたため、本村における将来の営農再開に備えて、除染完了農用地等の保全を担う農業復興組合の設立と組合への農地の集積を進めてきたが、当初の花弁・畜産農家による営農再開に牽引され、水稻による営農再開希望者が増加傾向にある。</p> <p>一方、避難の長期化による避難農家の高齢化や若手農業者の他職種への転職の進捗により、村内で営農再開する避難農業者は震災前農家数約1200件に対して最大で3割程度と帰村農業者の減少や管理放棄農地の増大が想定されている。</p> <p>このため、現在、福島県営農再開支援事業等を活用して19地区で保全管理を実施している除染後農地のうち、利便性の高い水田については、速やかに水稻再開希望者に集積することが、今後の村の農業復興を図る上では必要不可欠である。</p> <p>また、少ない担い手に農地を集積するため、これまで主体となって地域の水田営農を支えてきた担い手および集落営農組織に加え、平成30年1月23日に設立した「飯舘村オペレーター連絡協議会」の取組みにより、村内全域を対象とした農地集積および作業受委託の流動化を進め、効率的かつ経済的な農業経営の推進に取り組むことが今後の村の農業復興を図る上では必要不可欠である。</p> <p>なお、村内の水田営農の再開に必要な、JAおよび各地区が所有していたライスセンター等の調整施設については、長期間利用できない状況にあったため、風雨や獣害等により解体撤去を余儀なくされていることから、村内において水田活用による営農再開を推進していくためには、ライスセンター等の調整施設を村が整備し、JAふくしま未来が運用することにより、安定した集出荷体制・販売体制を再構築する。</p> <p>また、ラック式倉庫を整備することで生産者ごとのフレコン管理が可能になるため、多大な労力を要した震災前の30kg個袋管理に比して、搬入・搬出・管理・輸送作業の大幅な省力化・簡易化を図ることができるため、市場性の高い高品質な水稻の管理・販売を進め、「までいブランド」の再生・発展を強力に推進すしすることにより、速やかな営農再開へ繋げることとし、以上の取組みをもって、本村の基幹産業である農業を再生することを目標とする。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要					
<p>福島第一原子力発電所事故による放射能汚染とその後の計画的避難の継続により、村の農業そのものが全滅の危機に瀕していたが、震災から7年が経過する現在、意欲ある農業者がいち早く村内での営農再開の実現に向けて準備を進めている。</p> <p>飯舘村では、村の農業復興の第一歩として、意欲ある農業者の避難先での営農再開を支援することによって耕作意欲の維持を図ってきたが、村内の除染が進捗する中、村内で速やかに営農再開ができる状況を構築することが必要不可欠である。</p> <p>よって、本村の主要産業である農業の中でも、年間売上総額で4億円を超す高い市場評価を得ていた花弁や野菜等園芸品目及び飯舘牛ブランドとして市場評価を得ていた和牛による営農再開を中心に、市場ニーズに対応した農業再開を行政が支援することによって、史上他に類を見ない「放射能汚染避難区域のモデル的農業復興」を果たすこととする。</p>					

<p>効果促進事業においては、市場性の高い高品質な水稻の生産に取組み、水田農業の再興を図ることを目的として、ライスセンターおよびラック式倉庫を整備するため、村が取得した用地について必要な造成工事を実施するものとする。</p> <p>(2)事業量（飯舘村ライスセンター造成工事） 下記「当面の事業概要」のとおり</p> <p>(3)復興計画への位置づけ 「いいたて までいな復興計画（第1版）」P.24 基本方針⑤「までいブランドを再生する」</p>	
当面の事業概要	
<平成30年度> ライスセンター及びラック式倉庫用地造成工事一式	
地域の帰還環境整備との関係	
<p>飯舘村は、原子力災害による全村域の放射能汚染と、その後の計画的避難の継続により、震災から7年が経過する現在、飯舘村の農業をこれ以上休止することは、担い手の営農再開意欲を消滅させることになり、これまで培ってきた「までいブランド」の市場評価はもとより、人材と栽培技術までも失うことになる。</p> <p>農業は村の基幹産業であり、村の復興のためには、農業の復興が不可欠であることから、これまで村民に寄り添って農業の復興を図ってきた飯舘村が事業主体となって、飯舘村の農業復興の第一歩として、避難先での営農再開を支援することによって耕作意欲の維持を図ってきたが、村内の除染が進捗する中、速やかに営農展開ができる基盤を保つことが必要不可欠である。</p>	
関連する事業の概要	
<p>飯舘村は、平成24年度から国直轄により除染事業が実施されてきた。平成30年4月時点で農地の除染（剥ぎ取り、客土：以下「1次除染」と言う。）1次除染が完了した農地における地力回復工事および水路除染（以下「2次除染」と言う。）は完了している。</p>	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	(5)-43-21
事業名	いいたて までいな農業復興計画基幹事業（飯舘村ライスセンター）
交付団体	福島県
基幹事業との関連性	
<p>基幹事業では、ライスセンター及びラック式倉庫を整備し、飯舘村の水田営農を支えてきた担い手および集落営農組織等の取組みによる、村内全域を対象とした農地集積および作業受委託の流動化を図り、効率的かつ経済的な農業経営の推進に取り組む。</p> <p>当該効果促進事業では、ライスセンター及びラック式倉庫の整備に必要な用地の造成および排水対策等を実施する。</p>	

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年5月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	91	事業名	飯舘村簡易水道監視設備等整備事業	事業番号	(2)-20-3
交付団体	飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）		
総交付対象事業費	827,119（千円）	全体事業費	852,119（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
<p>原子力災害による全村避難以降、飯舘村は、平成23年12月に“村民一人ひとりの復興を目指す”ことを基本理念とする「いたてまでいな復興計画（第1版）」を策定し、その後半年毎に計画の見直しを実施しており、第5版まで策定しているところである。</p> <p>原子力災害により、住民の飲料水への安全意識は高まっているため、現在の本村水道施設設備に備わっていない放射性物質の監視機器、浄水濁度計測機器等を整備することで対応を行うことが急務である。</p> <p>そのため、既存の計測機器に加えて上記の新たな計測機器の監視を行うためには、既存の監視システムの全体的な改修が必要となるため、本事業により、新たに監視システムの構築を行い、帰還する住民の生活環境の向上、公衆衛生の向上等を図りたい。</p> <p>これにより、例えば大雨時の場合等に放射性物質が含まれる可能性のある濁水の流入を迅速に把握でき、自動で停止することはもとより、システムにより遠隔操作での停止も可能とすることで、放射線物質の生活用水への混入を未然に防ぎ、生活用水に対する不安払拭を図りたい。</p> <p>[いたてまでいな復興計画（第2版）] P15 帰村のための居住インフラ居住環境の整備</p> <p>[いたてまでいな復興計画（第5版）] P14、43、45</p> <ul style="list-style-type: none">・生活再建に向け、包括的な住環境の整備・改善・日常生活のための住宅環境を回復、必要不可欠な住宅環境、インフラの整備（上下水道の整備）					
事業概要					
○事業実施内容					
①調査・設計業務委託					
②監視設備等整備工事					
・中央監視システム改修工事（中央監視装置1箇所、浄水場4箇所、ポンプ場2箇所）					
・水道原水放射性物質測定器整備（浄水場4箇所）					
・原水濁度計整備（浄水場1箇所）					
・浄水濁度計整備（浄水場4箇所）					
・配水池緊急遮断弁整備（浄水場4箇所）					
・非常用電源設備整備（浄水場3箇所）					
・管末排水自動制御装置整備（8箇所）					
・配水管路・各戸給水マッピングシステム整備					

<p>当面の事業概要</p>	
<p><平成30～32年度> (第21回申請)</p> <p>(1) 積算業務委託</p> <p>(2) 監視設備等整備工事 (放射性物質測定機器ほか計測機器、緊急遮断弁整備、非常用電源設備、自動排水制御装置、監視システム改修)</p> <p>(3) 監視設備等整備工事監理業務委託</p> <p><平成32年度></p> <p>(1) 配水管路・各戸給水マッピングシステム整備</p>	
<p>地域の帰還環境整備との関係</p>	
<p>飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。</p> <p>原子力災害による全村避難により、荒廃した住環境の整備に取り組み、住み慣れた村を再興することにより、より多くの村民、特に子育て世代の住民の帰村を促すものである。</p> <p>安全な水道水の確保、安定した配水と、放射線物質の不安払拭は、住民帰還の必要不可欠な条件であるため、本事業により水道施設監視設備等の強化とシステムの改修をし、安全・安心な水道水の配水を図る。</p>	
<p>関連する事業の概要</p>	
<p> </p>	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<p>関連する基幹事業</p>	
<p>事業番号</p>	<p> </p>
<p>事業名</p>	<p> </p>
<p>交付団体</p>	<p> </p>
<p>基幹事業との関連性</p>	
<p> </p>	